

会議録（１）

会議の名称	令和7年度 第1回飯能市国民健康保険運営協議会			
開催日時	令和7年8月20日（水） 開会 午後1時30分 閉会 午後2時50分			
開催場所	飯能市役所 本庁舎別館2階 会議室2・3			
議長氏名	吉田 勝紀			
出席委員	吉田 勝紀	木崎 稔生	中村 光子	小島 啓子
	新井 安典	小沢 節子	浅見 春江	小川 晃男
	土屋 崇	増島 宏徳	川口 浩	今牧 晋一
欠席委員	大野ゆり枝 山口 孝 桑原 潤			
説明者の職氏名	飯能市長 新井 重治 保険年金課長 関田 賢二 医療管理課長 清水 孝			
傍聴者の数	2人			
会議次第	別紙のとおり			
配布資料	別紙のとおり			
事務局職員職氏名	健康推進部長	関根 浩司	健康推進部参事兼保健センター所長	生井 隆
	保険年金課長	関田 賢二	医療管理課長	清水 孝
	保険年金課主幹	細田 大輔	医療管理課主幹	中村 輝義
	保険年金課主査	小林 健	保険年金課主査	栞田 聡美
	南高麗診療所事務長	大澤 淳一	名栗診療所事務長	細田 宏徳
	保健センター保健師	愛宕 小枝	保健センター管理栄養士	門井亜梨沙

会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項

○協議事項

- （１）令和６年度飯能市国民健康保険特別会計歳入・歳出決算について
- （２）令和８年度飯能市国民健康保険税について

を審議し、（１）については原案のとおり承認、（２）については継続審議することとなった。

○報告事項

- （１）専決処分（飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について
- （２）飯能市国民健康保険の保健事業について
- （３）その他（資格確認書・資格情報のお知らせの送付について）

を報告し、委員に意見を伺った。

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
保険年金課主査	<p>本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただ今から令和7年度第1回飯能市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。</p> <p>飯能市国民健康保険に関する規則第4条第3項によりまして、出席委員が過半数に達しておりますので、この会議は成立することを申し添えます。</p> <p>また、本日の会議は、飯能市情報公開条例の規定に基づき、原則公開とさせていただきます。</p> <p>本日、傍聴の申し出がございますので、飯能市国民健康保険運営協議会として傍聴を許可してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
保険年金課主査	<p>ご異議なしということですので、これより傍聴人に入室していただきます。皆様、少々お待ちください。</p> <p style="text-align: center;">（傍聴人入室）</p>
保険年金課主査	<p>傍聴人の方へのお願いです。審議会等の公開につきましては、飯能市審議会等の公開に関する指針により、会議資料は閲覧となりますのでご了承ください。途中退室時または会議終了の退室時は、資料を置いての退室をお願いいたします。</p>
保険年金課主査	<p>それでは、開会にあたりまして吉田会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
会長	<p style="text-align: center;">（あいさつ）</p>
保険年金課主査	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、新井市長よりごあいさつを申し上げます。</p>
市長	<p style="text-align: center;">（あいさつ）</p>

保険年金課主査	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の協議事項については、市長からの諮問となりますので、新井市長から吉田会長へ「諮問書」をお渡しさせていただきます。</p> <p>(諮問書伝達)</p>
保険年金課主査	<p>なお、市長は他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。</p> <p>(市長退席)</p>
保険年金課主査	<p>それでは、協議事項に入らせていただきます。</p> <p>規則に従いまして、吉田会長に議長となっていただきますので、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、協議事項に入ります。はじめに、(1)「令和6年度飯能市国民健康保険特別会計歳入・歳出決算について」を議題といたします。</p> <p>勘定が分かれていますので、事業勘定から協議いたします。</p> <p>承認の可否については、最後にまとめて一括で行います。</p> <p>それでは、事業勘定について、事務局の説明を求めます。</p>
保険年金課長	<p>(別紙1により説明)</p>
会長	<p>説明は以上です。これより質疑に入ります。</p> <p>質疑はございますか。</p>
委員	<p>2ページの決算概要の歳入、国民健康保険税の中で、現年課税分の収納率が96.1%、前年度よりも0.2ポイント増加とあります。非常に高い収納率の中で0.2ポイント増加ということは、徴収部門の努力の成果だと敬意を表します。96.1%の収納率というのは埼玉県内でどの程度に位置づけられるのか、また飯能市は郡部と言ってよいと思いますが、県内都市部と比較してどのような特徴があるのかお聞きします。</p>
保険年金課長	<p>令和6年度決算前のため96.1%の収納率が、埼玉県内でどの程度に位置するかは把握しておりません。ただ、100%まで約4%ございます</p>

	<p>ので、ご理解いただきながら納付いただけるよう努力してまいりたいと思います。</p> <p>また、飯能市でも一人世帯が増えてきています。国民健康保険税の納付の重要性を伝えていくことで1%でも多くの収納に努めていきたいと思っています。</p>
委員	<p>課長級等の会議の中で収納率について話題になってはいませんか。</p>
保険年金課長	<p>自主財源をどのように確保していくかは重要な問題ですので、各市町村が様々な対応をしています。キャッシュレス、QRコードを活用した収納方法など成功事例の研究し、収納率向上に向け努力していきたいと考えています。</p>
健康推進部長	<p>補足します。</p> <p>令和4年度の数値ではありますが、県が公表している国民健康保険税の収納率によると、63市町村中25番目となっており、比較的上位に位置しています。飯能市より上位の状況ですが、飯能市を含め市が5、町村が20となっており、委員お質しのとおり、人口が少ないところほど収納率が高くなる傾向がある一方、都市部である県南東部は約91%から92%と収納率が低いという状況で、飯能市と比較すると4から5%の差があります。仮に収納率が県南東部と同程度になった場合、飯能市の国民健康保険税は約6,000万円影響があると考えられます。</p>
委員	<p>未納の方が約4パーセントいると思いますが、その方たちは払えないのか、払わないのか把握はしていますか。</p>
保険年金課長	<p>未納の方への対応は収税課が行っています。払えない、払わないの区分けについては難しいところがありますが、納付していただけるよう丁寧な対応を行っています。また、督促状等を送付し納付を促すとともに、納付できない状況であれば相談等行ったうえで分納等の対応をしています。</p>
健康推進部長	<p>補足します。</p> <p>払えない人、払わない人についての対応ですが、納付していただけるよう勧奨を行っています。いろいろなアプローチを試みますが、反応がない場合、公平性の観点から最終的には医療機関等受診の際10割を負担し、申請により保険診療分を支給するという手段に移行する必要があると考えています。そのような手段に移行している方はほとんどおりませんが、</p>

委員	<p>最近は帰国を見越した外国人の未納が比較的多くなっている状況です。</p> <p>先ほどの委員お質しの収納率向上についても少し関連してきますが、納付の機会を拡充し、払う人の利便性を高めていくことと、外国人も含めて納税に対する理解を深めていくことなど対応を進めています。</p> <p>特に外国人の国民健康保険税の納付を促進するため、課長が翻訳アプリを活用し、5言語の案内文を作り、新規加入者に配布しています。</p> <p>いずれにしろ、一人ひとりの状況を確認し、丁寧な納税相談等に応じていくことが大事だと考えています。</p> <p>4ページの繰入金の推移の中で、保険基盤安定繰入金の増加が大きいのと思いますが、算定根拠、性質、位置づけはどのようになっていますか。</p>
保険年金課長	<p>保険基盤安定繰入金で大きなものは、国民健康保険税の低所得者に対する2割・5割・7割の軽減分について、県・市から国民健康保険特別会計に繰入れるものです。</p> <p>増加の理由ですが、令和4年度も増えておりますが、税率改正をすると税額が上がりますので、軽減分も増加します。その影響で保険基盤繰入金が増加していると考えています。</p>
委員	<p>飯能市の一般会計には、国・県等から増額分の財源措置はされますか。</p>
保険年金課長	<p>国民健康保険税軽減分については、県が4分の3、市が4分の1を負担することとなっています。また、市負担分については交付税の対象となっています。</p>
会長	<p>他に質疑はございますか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
会長	<p>質疑がないようですので、次に各診療所勘定について、事務局の説明を求めます。</p>
医療管理課長	<p>(別紙2により説明)</p>
会長	<p>説明は以上です。これより質疑に入ります。</p> <p>質疑はございますか。</p>

委員	両診療所の薬の処方については院内処方でしょうか。
医療管理課長	両診療所ともに院内処方となっています。
委員	南高麗診療所の診療日数が、令和4年度と比較して令和5年度が20日減っているが、特別な理由があるのでしょうか。
医療管理課長	合原医師が、令和5年度より会計年度任用職員となり、勤務日数に変化があったことによるものです。
会長	他に質疑はございますか。 （「なし」の声あり）
会長	質疑がないようですので、お諮りいたします。 「令和6年度飯能市国民健康保険特別会計歳入・歳出決算について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
会長	異議なしとのことですので、「令和6年度飯能市国民健康保険特別会計歳入・歳出決算について」は、原案のとおり承認することといたします。
会長	それでは、次の協議事項に入ります。（2）「令和8年度飯能市国民健康保険税について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
保険年金課長	（別紙3により説明）
会長	説明は以上です。これより質疑に入ります。 質疑はございますか。
委員	飯能市は緊急財政対策を策定し、全市を挙げて取り組んでいくと聞いています。一般会計の財政調整基金を積み立てていこうというものだと思いますが、決算の中で事業勘定の財政調整基金が底をつきそうだと説明がありました。飯能市全体の緊急財政対策の中で法定外繰入金の取り扱い、また今後どうしていくのかという議論はされていますか。

健康推進部長	<p>お質しのとおり緊急財政対策について市で公表を行い、現在緊急財政対策プランを策定し、全事業について見直しの議論を行っています。</p> <p>その中で国民健康保険事業勘定への一般会計からの繰入金に関しては、令和4年度、6年度、8年度に保険税率の改定をする中で、解消していく計画を立てていたところです。</p> <p>また県の運営方針では、令和9年度にはすべての自治体で解消する方向で動いてきています。</p> <p>令和7年度は約1億3,000万円のその他一般会計繰入金を計上していますが、本来であれば令和7年度、8年度で解消し、令和9年度の準統一を迎えるという前提で進めてきました。</p> <p>財政当局からも解消していくのが本来の流れ、約束事であるとも言われています。それに向けて当然ながら税率を改正していかなければならないと考えているところですが、一方で県が示す標準保険税率が当初に比べかなり上昇していることもあります。</p> <p>県、市長会を通じて国の負担をもっと増やすべきという申し出を相当行っているところではありますが、緊急財政対策の中で、その他一般会計繰入金を0円にする、という今までどおりの考え方と、一方であまりにも国民健康保険税が上昇してしまうことに対する被保険者の負担をどのように考えていくか、ということについて議論を行っています。今後県から示される標準保険税率を見ながら、検討を行っていくという状況です。</p>
委員	<p>よくわかりました。今後国民健康保険税額、税率を議論していく中で説明いただいたことは前提として重要になると思います。合わせて収納率の問題も国民皆保険を維持していくためには、他の保険者からバランスを取りながら財政基盤の弱い保険者に援助していただくということも重要ですが、個々の被保険者の納税に対する理解も非常に重要となると思いますので、制度の啓蒙と徴収対策をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>他に質疑はございますか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
会長	<p>質疑がないようですので、お諮りいたします。</p> <p>事務局から令和3年12月に承認された、国民健康保険税の段階的な見直しに基づき、令和8年度に税率改正を実施したいということ、具体的な税率等は、埼玉県より11月下旬に示される国民健康保険事業費納付金、標準保険税率等を参考に算定する必要があるため今後の審議会で示すと</p>

	<p>の説明がありました。</p> <p>税率改正は生活に関わる大きな課題であることや、具体的な税率等が示されないとの審議はできないので、「令和8年度飯能市国民健康保険税について」は、次回審議会へ継続審議とさせていただきたいと考えていますが、ご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会長	<p>異議なしとのことですので、「令和8年度飯能市国民健康保険税について」は、次回審議会へ継続審議とすることといたします。</p>
会長	<p>本日の協議事項は、以上でございますので、議長の任を解かせていただきます。</p> <p>委員の皆様、ご協力ありがとうございました。</p>
保険年金課主査	<p>会長ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第の「4 報告事項」に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、(1)「専決処分(飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について」を報告させていただきます。</p>
保険年金課長	<p>(別紙4により説明)</p>
保険年金課長	<p>委員の皆様からは、何かご質問等ございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
保険年金課主査	<p>次に、(2)「飯能市国民健康保険の保健事業について」を報告させていただきます。</p>
保険年金課長	<p>(別紙5により説明)</p>
保険年金課主査	<p>委員の皆様からは、何かご質問等ございますか。</p>
委員	<p>糖尿病性腎症重症化予防事業についてですが、国保データベースのレセプトを見て、糖尿病性で通院されている方が治療を中断し、ある程度期間が空いてしまった方に対して、治療勧奨を行うという事業だったと思います。以前は医科にずっと通院されていても、歯科の通院が滞ってしまった</p>

	<p>方に、歯科の検査を受けてくださいと勧奨する通知がされ、それを持って来院される方がいました。</p> <p>最近も歯科のレセプトを参考にして対象者の抽出がされているのかお聞きします。</p>
保険年金課長	<p>資料を持ち合わせていないため、改めて回答いたしますが、国保連合会で対象者を抽出し、県が委託した業者と市で進めていく流れになっていると思います。</p>
保険年金課主査	<p>他にございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
保険年金課主査	<p>次に、(3)「その他」について報告させていただきます。</p>
保険年金課長	<p>(別紙6により説明)</p>
保険年金課主査	<p>委員の皆様からは、何かご質問等ございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
保険年金課主査	<p>報告事項は、以上のとおりです。</p> <p>次に、次第の「5 その他」として、事務局から1点ご連絡させていただきます。次回の会議は12月に開催させていただく予定です。会議のご案内は、改めて郵送させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
保険年金課主査	<p>委員の皆様から、全体を通してご質問等ございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
保険年金課主査	<p>以上を持ちまして、本日の議事は終了となります。</p> <p>閉会のごあいさつを木崎会長職務代理からお願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>(閉会の言葉)</p>
保険年金課主査	<p>ありがとうございました。以上で協議会を終了いたします。</p>

議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

議長の署名
